



平成25年2月22日
主 税 局

東京メトロ駅舎関連施設の固定資産税・都市計画税の 課税対象の確認調査について

東京メトロの駅舎関連施設について、2013年度から固定資産税・都市計画税の課税対象を確認するため、都区内172全駅の実地調査をすることとしました。

1 意義

各鉄道会社の駅舎関連施設については、2007年度の駅ナカ課税を契機として、より適正かつ公平な課税を推進するため、その資産把握に努めており、今回の調査はその総仕上げです。

2 背景

JR等各鉄道会社の駅舎関連施設については、航空写真、現地調査などによって現況の変化を把握しております。東京メトロについても、同様に、変化の把握に努めております。

しかし、近年、東京メトロの駅舎は、改札内外においてエチカ、メトロピアといった店舗が増えており、エレベーターやエスカレーターが設置されるなど、急速に変化しています。そのほとんどは地下にあり、現況の把握が困難になってきています。

3 内容

都区内172全駅について、改札内外の店舗、エレベーター、エスカレーター及びATMなどの施設等の現況を実地調査します（調査期間は概ね3年）。

(問い合わせ先)

主税局資産税部固定資産評価課

直通：03-5388-3011

地下鉄駅構内の利用状況

参考1



<駅ナカ店舗>
家屋として取扱う。

駅舎全体(改札内)は家屋として
評価し、課税している。



<ATM>
償却資産として取扱う。

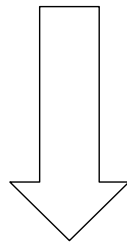
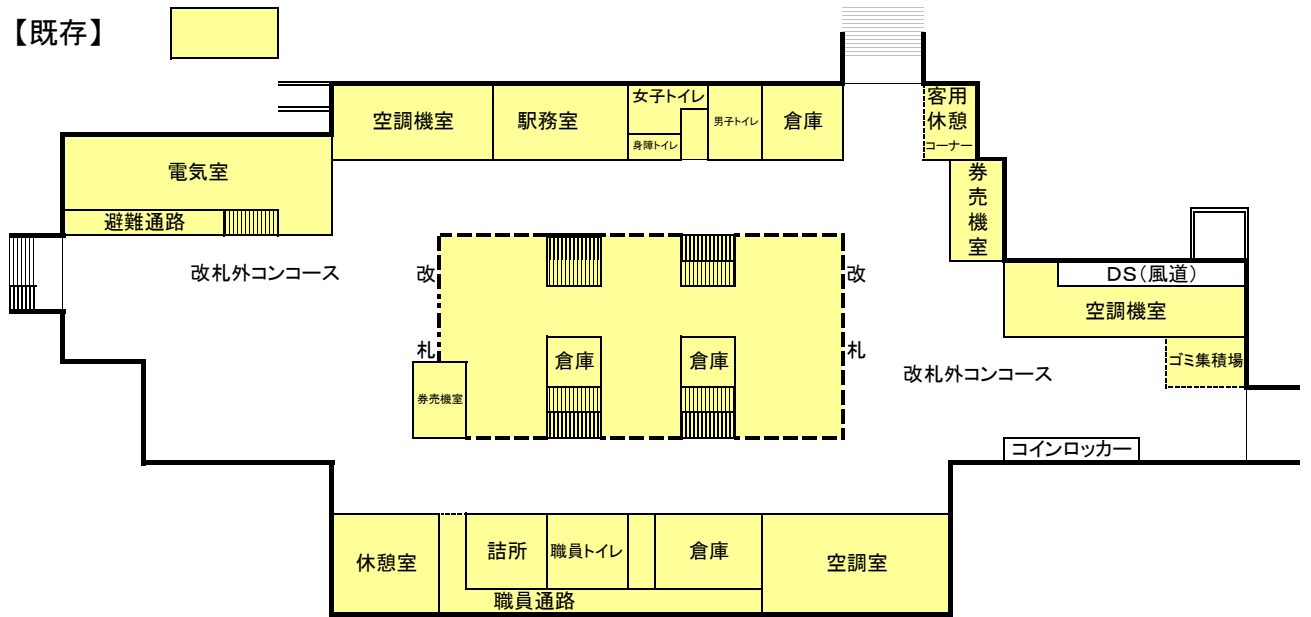


<エレベーター>
家屋として取扱う。

利用状況の変更例

参考2

【既存】



【変更後】

